

令和元年第4回常陸太田市議会定例会会議録

令和元年12月2日（月）

議事日程（第1号）

令和元年12月2日午前10時開議

- 日程第 1 会期の決定
- 日程第 2 報告第12号 専決処分の承認を求めることについて（常陸太田市令和元年台風第19号に係る被害対策支援金支給条例）
- 報告第13号 専決処分の承認を求めることについて（常陸太田市市税条例の一部を改正する条例）
- 報告第14号 専決処分の承認を求めることについて（令和元年度常陸太田市一般会計補正予算（第4号））
- 報告第15号 専決処分の承認を求めることについて（令和元年度常陸太田市一般会計補正予算（第5号））
- 報告第16号 専決処分の承認を求めることについて（令和元年度常陸太田市一般会計補正予算（第6号））
- 報告第17号 専決処分の承認を求めることについて（令和元年度常陸太田市水道事業会計補正予算（第1号））
- 報告第18号 専決処分の承認を求めることについて（令和元年度常陸太田市工業用水道事業会計補正予算（第1号））
- 報告第19号 専決処分の承認を求めることについて（令和元年度常陸太田市簡易水道事業会計補正予算（第1号））
- 報告第20号 専決処分の承認を求めることについて（令和元年度常陸太田市下水道事業等会計補正予算（第1号））
- 日程第 3 議案第92号 常陸太田市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について
- 議案第93号 常陸太田市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
- 議案第94号 常陸太田市保育所設置条例の一部改正について
- 議案第95号 常陸太田市西山の里観光施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 議案第96号 常陸太田市金砂ふるさと体験交流施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 議案第97号 常陸太田市消防団の定数、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正について
- 議案第98号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関

係条例の整備について

議案第99号 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備等について

議案第100号 常陸太田市公の施設に係る指定管理者の指定について

議案第101号 常陸太田市公の施設に係る指定管理者の指定について

議案第102号 常陸太田市公の施設に係る指定管理者の指定について

議案第103号 常陸太田市公の施設に係る指定管理者の指定について

議案第104号 常陸太田市公の施設に係る指定管理者の指定について

議案第105号 常陸太田市公の施設に係る指定管理者の指定について

議案第106号 市有財産の貸付けについて

日程第 4 議案第107号 令和元年度常陸太田市一般会計補正予算（第7号）について

議案第108号 令和元年度常陸太田市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について

議案第109号 令和元年度常陸太田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について

議案第110号 令和元年度常陸太田市水道事業会計補正予算（第2号）について

議案第111号 令和元年度常陸太田市工業用水道事業会計補正予算（第2号）について

議案第112号 令和元年度常陸太田市簡易水道事業会計補正予算（第2号）について

本日の会議に付した事件

日程第 1 会期の決定

日程第 2 報告第12号ないし報告第20号（一括上程・報告説明）

日程第 3 議案第92号ないし議案第106号（一括上程・提案理由説明）

日程第 4 議案第107号ないし議案第112号（一括上程・提案理由説明）

出席議員

12番	成井小太郎	議長	11番	高星勝幸	副議長
1番	森山一政	議員	2番	小室信隆	議員
3番	菊池勝美	議員	4番	諏訪一則	議員
5番	藤田謙二	議員	6番	深谷涉	議員
7番	平山晶邦	議員	8番	益子慎哉	議員
9番	菊池伸也	議員	10番	深谷秀峰	議員
13番	茅根猛	議員	14番	川又照雄	議員
15番	後藤守	議員	16番	黒沢義久	議員

説明のため出席した者

大久保 太一 市長	宮田 達夫 副市長
石川 八千代 教育長	加瀬 智明 政策推進室理事
綿引 誠二 総務部長	武藤 範幸 企画部長
鈴木 淳 市民生活部長	岡部 光洋 保健福祉部長
根本 勝則 農政部長	小瀧 孝男 商工観光部長
真中 剛 建設部長	磯野 初郎 会計管理者
江尻 伸彦 上下水道部長	宇野 智明 消防長
生天目 忍 教育部長	弓野 政人 農業委員会事務局長
柴田 道彰 秘書課長	塩原 正己 総務課長
江幡 治 監査委員	

事務局職員出席者

笹川 雅之 事務局長	鴨志田 智宏 次長兼議事係長
小林 博則 総務係長	

午前10時開会

○成井小太郎議長 ご報告いたします。

ただいま出席議員は18名であります。

よって、定足数に達しております。

これより令和元年第4回常陸太田市議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

会議録署名議員の指名

○成井小太郎議長 会議録署名議員の指名をいたします。

会議録署名議員には、会議規則第88条の規定により

8番 益子 慎哉 議員 17番 高木 将 議員

の両名を指名いたします。

諸般の報告

○成井小太郎議長 諸般の報告を行います。

初めに、議長会の経過についてご報告いたします。去る10月11日、日立市において県北市議会議長会が、同じく15日、土浦市において茨城県市議会議長会が開催されました。会議内容については、お手元に配付いたしました報告書によりご承知願います。

次に、11月25日付で、水戸市赤塚2丁目221の35、佐竹氏ゆかりの文化遺産を考える8団体と有志の連絡会議代表富山章氏からJT跡地の太田城遺構解明に向けた全面発掘の必要性に関する陳情がお手元に配付してあります写しのとおり提出されておりますのでご報告いたします。

次に、教育委員会から、令和元年度教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価に関する報告書がお手元に配付されておりますとおり提出されておりますので、ご報告いたします。

次に、敦賀市表敬訪問並びに茨城県市議会議長会議員研修会の議員派遣を9月議会で議決いたしておりましたが、10月18日及び11月21日の全員協議会において報告がありましたとおりでございます。

次に、監査委員から、令和元年9月、10月及び11月の例月現金出納検査の結果について、報告書が別紙写しのとおり提出されておりますので、ご報告いたします。

次に、「地方自治法」第121条の規定により、提出案件説明のため、次の者を議場に出席するよう要求いたしましたのでご報告いたします。

市 長	大久保 太 一 君	副 市 長	宮 田 達 夫 君
教 育 長	石 川 八千代 君	政策推進室理事	加 瀬 智 明 君
総 務 部 長	綿 引 誠 二 君	企 画 部 長	武 藤 範 幸 君
市民生活部長	鈴 木 淳 君	保健福祉部長	岡 部 光 洋 君
農 政 部 長	根 本 勝 則 君	商工観光部長	小 瀧 孝 男 君
建 設 部 長	真 中 剛 君	会 計 管 理 者	磯 野 初 郎 君
上下水道部長	江 尻 伸 彦 君	消 防 長	宇 野 智 明 君
教 育 部 長	生天目 忍 君	農業委員会事務局長	弓 野 政 人 君
秘 書 課 長	柴 田 道 彰 君	総 務 課 長	塩 原 正 己 君
監 査 委 員	江 幡 治 君		

以上、19名でございます。

以上で諸般の報告を終わります。

市長挨拶

○成井小太郎議長 この際、市長より招集のご挨拶を願います。市長。

〔大久保太一市長 登壇〕

○大久保太一市長 皆さん、おはようございます。令和元年第4回市議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、ご多用中のところご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。また、皆様には日々、市の発展と市民の福祉増進のためにご活躍をいただいておりますことに厚く御礼を申し上げます。

初めに、先の台風19号によりまして、亡くなられた方々のご冥福をお祈りしますとともに、被災をされました皆様に心からお見舞いを申し上げます。

本市におきましても、甚大な被害が及んでおりまして、現在、被災された皆様が1日も早く日

常の生活を取り戻すことができますように、国、県及び関係機関と連携を図りながら、復旧復興に向けまして、全力で取り組んでいるところでございます。災害発生から50日を経過いたしました。改めまして、被害状況等につきましてご報告をいたします。

まず、住家の被害状況でございますが、床上浸水が221棟、床下浸水が108棟、土砂流入6棟、強風によるもの7棟でございます。これら住家の被害認定の状況は、全壊が10棟、大規模半壊が34棟、半壊183棟など合計342棟について被害認定をいたしました。

農地の浸水面積につきましては243ヘクタールに及んでおります。そのうち65ヘクタール、97カ所で被害を受けておりまして、水路等農業用施設も合わせますと復旧にかかわる予算額は5億8,802万2,000円となっております。

その他、トラクターなど農業機械の浸水被害が661台、収穫済みの保管米は4,800袋が浸水いたしました。林道等につきましては、6路線において被害が発生しており、復旧にかかわる予算額は4,141万5,000円でございます。農作物などの被害は、収穫を控えておりましたそばが浸水、倒伏するなど被害額は3,075万円と推計しております。

公共土木施設は、市道17路線23カ所、橋梁9カ所、河川4カ所、県道や国・県管理河川を合わせますと、市内82カ所で被害を受けておりまして、そのうち市管理施設の復旧に係る予算額は5億8,772万4,000円となっております。

上水道施設は、浄水場、取水場、農業集落排水処理場など19カ所が被害を受けておりまして、復旧に係る予算額は3億2,510万5,000円でございます。

市内企業においては、33社が被害を受けておりまして、被害額は4億1,770万円と推計されます。

こうした被害に対しまして、11月27日現在、寄附金、見舞金合わせまして、1,327万円のご支援をいただいております。これらの用途につきましては、被災をされました方々への支援に有効に活用させていただきます。また、災害ボランティアセンターが、災害発生の日後から開設され、被災家屋の土砂の撤去、清掃など、延べ2,100人のボランティアの方々にご支援をいただきますとともに、企業や個人からも、食料や生活用品など物資のご提供をいただいております。皆様の温かいご支援、ご厚情に心から感謝を申し上げます。

災害対応につきましては、自衛隊をはじめ、国土交通省のテックフォース、対口支援として、島根県や茨城県から支援チームの派遣をいただき、専門的なご指導、ご支援をいただきました。

また、県内は元より、県外の自治体からも、多くの職員の派遣をいただきまして、災害ごみの仮置き場の運営や被災家屋の認定調査や保健師による健康相談など、災害後の円滑な業務の推進にご支援をいただきました。皆様からの温かいご支援に対しまして厚く御礼を申し上げます。

こうしたなか、市では被害を受けた住宅等の修繕に対し、独自の支援を行うほか、各種支援金の交付、固定資産税や個人住民税、国民健康保険税、介護保険料、保育園・こども園の保育料、児童クラブ利用料の減免措置等の支援を講じているところでございます。

また、被災地を訪れた赤羽国土交通大臣や藤木農林水産大臣政務官、そして10月25日に経済産業大臣に就任されました梶山大臣に、直接、早期復旧復興に向けた支援要望を行ってまいり

ました。

政府が先月 8 日に閣議決定いたしました，被災者の生活と生業の再建に向けた対策パッケージにおきまして，本市から強く要望しておりました，中小企業向けの補助制度や，浸水した保管米に対する支援をはじめとする農業経営再建策が盛り込まれたところでございます。こうした国の動きも踏まえまして，これら支援策についても着実に進めてまいります。

このたびの台風 19 号の豪雨災害では，全国で 90 名を超える方々が犠牲となり，依然として数人が行方不明となっております。氾濫などによる浸水範囲は，今年の西日本豪雨を超えたほか，土砂災害も，1 つの台風によるものとしては最も多くなるなど，国が対策の見直しを迫られるほどの記録的な豪雨災害となりました。

本市においても，久慈川や浅川，里川が決壊をいたし，氾濫するなどの事態に直面し，市内 21 カ所で開設された避難所には最大で 522 世帯，1,549 人が避難をされたところであります。今回の災害を通じまして，市が住民に迫る危機をいかにスピーディーに把握し，正確かつタイミングよく伝え，どのようにすれば実際の行動につながるのかをしっかりと検証しまして，改善する必要があると痛感をしております。

現在，新年度予算の編成作業を進めているところでございますが，災害の復旧復興事業を優先的に推進しますことを，予算編成の基本方針に位置づけたところでありまして，市民生活や経済活動の早期回復を目指しますとともに，引き続き，防災力，減災力の強化に努めてまいります。

次に，9 月の第 3 回市議会定例会以降の主な出来事につきましてご報告をさせていただきます。

初めに，9 月から 10 月にかけて，いきいき茨城ゆめ国体が開催をされまして，本市におきましても，成年男女のソフトボール競技が実施をされました。大会期間中，全国から 26 チーム 325 名の選手が参加をして熱戦が繰り広げられ，会場には関係者並びに応援の方々を合わせまして，3 日間で延べ 1 万 3,000 人が来場しまして，大きな盛り上がりを見せました。

全国障害スポーツ大会いきいき茨城ゆめ大会は，台風の接近によりまして中止となりましたことは非常に残念ではありましたが，国体が成功裏に終了したことは，選手の皆様はもちろんのこと，運営に携わっていただいた多くの市民のおもてなしの心と，地元関係者の数年間の取り組みのおかげでありまして，心から感謝を申し上げます。

次に，中国余姚市との友好都市締結 20 周年記念事業についてでございます。10 月 21 日から 5 日間の日程で，宮田副市長を団長に，市民交流団 28 名，経済訪問団 21 名を余姚市に派遣をいたしました。余姚市におきましては，友好協力関係を深化するための覚書の調印や，市の木でありますケヤキの記念植樹などを行い，経済訪問団におきましては，市内工場などの企業視察や，ブドウや柿などの農業の現状を視察，上海においてはジェトロ上海事務所や現地の工場，商談会などの視察をしてまいりました。今後，さまざまな分野で市民や企業間の交流が深められることを期待をしております。

次に，台風 19 号による被害への対応として，被災者支援，施設の復旧などを迅速に実施いたしますために，専決処分をさせていただきましたので，ご報告をさせていただきます。

条例につきましては，令和元年台風第 19 号に係る被害対策支援金支給条例を 10 月 24 日に，

市税条例の一部を改正する条例を11月1日に専決処分をさせていただきました。補正予算につきましては、一般会計におきまして、10月12日、10月24日、11月1日に専決処分によりまして合計24億3,930万8,000円を追加いたしました。公営企業会計では、水道事業会計、工業用水道事業会計、簡易水道事業会計、下水道事業会計、それぞれ、10月12日に専決処分をしております、合計3億2,510万5,000円を、追加をいたしました。

最後に、本定例会に提案をさせていただきます案件でございますが、専決処分の報告が9件、条例の制定が1件、条例の一部改正5件、関係条例の整備条例2件、公の施設に係る指定管理者の指定が6件、市有財産の貸付け1件、令和元年度補正予算6件、合わせまして30件でございます。

なお、会期中に人事院勧告に基づく、国に準じた措置等にかかわる条例の一部改正及びこれに付随いたします補正予算を追加提案する予定となっております。さらには、台風19号にかかわる国の住宅応急修理支援制度の受付期間の延長等によりまして、申請件数は、予定数を上回る見込みでありますために、補正予算を追加提案する予定でございますので、よろしくお願いをいたします。

各議案の提案理由につきましては、議題となりましたときに副市長及び担当部長からご説明を申し上げます。各議案とも慎重にご審議をいただきまして、原案のとおり承認、可決を賜りますようお願いを申し上げます。招集の挨拶といたします。どうぞよろしくお願いをいたします。

○成井小太郎議長 本日の議事日程は、お手元に配付いたしました議事日程表のとおりといたします。

日程第1 会期の決定

○成井小太郎議長 日程第1、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、お手元に配付いたしました会期予定表のとおり、本日から12月13日まで12日間といたしたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○成井小太郎議長 ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日から12月13日まで12日間と決定いたしました。

日程第2 報告第12号ないし報告第20号

○成井小太郎議長 次、日程第2、報告第12号専決処分の承認を求めることについて（常陸太田市令和元年台風第19号に係る被害対策支援金支給条例）、報告第13号専決処分の承認を求めることについて（常陸太田市市税条例の一部を改正する条例）、報告第14号専決処分の承認を求めることについて（令和元年度常陸太田市一般会計補正予算（第4号））、報告第15号専決処分の承認を求めることについて（令和元年度常陸太田市一般会計補正予算（第5号））、報

告第16号専決処分の承認を求めることについて（令和元年度常陸太田市一般会計補正予算（第6号））、報告第17号専決処分の承認を求めることについて（令和元年度常陸太田市水道事業会計補正予算（第1号））、報告第18号専決処分の承認を求めることについて（令和元年度常陸太田市工業用水道事業会計補正予算（第1号））、報告第19号専決処分の承認を求めることについて（令和元年度常陸太田市簡易水道事業会計補正予算（第1号））、報告第20号専決処分の承認を求めることについて（令和元年度常陸太田市下水道事業等会計補正予算（第1号））、以上9件を一括議題といたします。

報告案件の説明を求めます。副市長。

〔宮田達夫副市長 登壇〕

○宮田達夫副市長 提案者にかわりまして、ご説明いたします。

議案書の1ページをお開き願います。報告第12号は、専決処分の承認を求めることについてでございます。

2ページをお開き願います。専決処分書の写しがございますが、台風第19号により被災された方への迅速な支援を行うため、常陸太田市令和元年台風第19号に係る被害対策支援金支給条例を、令和元年10月24日付で専決処分させていただきました。本件は、議会より要望いただいた事案でございます。

3ページをお開き願います。本条例は、国の災害対策支援金制度の対象外となる、半壊、または一部損壊の判定を受けた世帯に対し、修繕等を実施した場合に支援金を支給する制度で、8年前の東日本大震災の際と同様の制度でございます。

第1条は条例の目的でございます。

第2条は、支給対象者でございます。

第1号におきまして、災害発生時において、本市の住民基本台帳に記録されている方を対象としてございます。

第2号におきましては、その方が所有し、現に居住する住家、または同一敷地内の物置等に被害があり、その修繕などを行った方を対象とするものでございます。

第3条は、支援金の額等でございます。

表をご覧ください。住家につきましては、修繕に要した費用の2分の1以内の額で上限25万円を、住家以外の建物につきましては、修繕に要した費用の2分の1以内の額で上限10万円を支給いたします。今回の台風第19号では、畳や附帯設備にまで被害が及んでいることから、東日本大震災の際の支援金と比較し、支給割合を住家及び非住家ともに3分の1から2分の1へ、支給限度額を、住家につきましては20万円から25万円と引き上げてございます。

第2項におきましては、本制度の適用は1世帯につき住家及び住家以外の建物、それぞれ1棟を限度とするものでございます。

第4条は、支給の制限でございます。

第1号では、故意による損壊。第2号は、国の支援制度である、被災者再建支援金の支給要件が該当する場合。第3号として、専門業者の施工によらず、自ら修繕を行った場合を支給の対象

外とするものでございます。

第5条は、支援金の返還を、第6条は、本条例の適用を受ける場合は市災害見舞金等支給条例の規定を適用しないことを定めてございます。

附則でございますが、本条例は公布の日から施行し、第2項の執行につきましては、本条例の期限を令和3年10月31日とするものでございます。ただし、その日までに支給申請を行い、支給の決定を受けている場合は、令和4年3月31日まで、その効力を有することといたしました。

なお、参考といたしまして、5ページから11ページまで、施行規則を付してございますので、後ほどご覧置き願います。

報告第12号は以上でございます。

続きまして、12ページをお開き願います。

報告第13号は、専決処分の承認を求めることについてでございます。

13ページに専決処分書の写しがございますが、被災者の経済的負担の迅速な軽減を図るため、常陸太田市市税条例の一部を改正する条例を、本年11月1日付で専決処分させていただきました。内容につきましては、新旧対照表によりご説明いたします。

恐れ入りますが、15ページをお開き願います。左側の改正案をご覧ください。

上段の第31条は、市民税を減免する場合の規定でございます。これまでは、自然災害による市民税の減免規定はございませんでしたので、市民生活等に多大な被害をもたらす大規模な災害に迅速な対応を行うため、新たに加えたものでございます。第1項第2号の次に、第3号として、市の全部または一部にわたる災害、または天候の不順により著しい損害を受けたものとして規則で定める者を加えるものでございます。また、現行の第3号から第7号までを1号ずつ繰り下げるものでございます。

同様に、中段の第50条は、固定資産税を減免する場合の規定でございます。第1項第3号につきましては、右側の現行の価格、いわゆる固定資産税の評価額でございますが、その損失を減免要件としていたものを、左側改正案では、固定資産の程度である価値の損失に改め、あわせまして、規則への委任規定を定めたものでございます。

恐れ入りますが、14ページにお戻り願います。附則でございますが、本条例は公布の日から施行するものでございます。

なお、参考といたしまして、16ページに、常陸太田市市税条例施行規則第12条の2災害等による減免の要件を抜粋してございますので、後ほどご覧置き願います。

報告第13号は以上でございます。

続きまして、17ページをお開き願います。報告第14号は、専決処分の承認を求めることについてでございます。18ページに専決処分書の写しがございますが、台風第19号による災害に対応するため、令和元年度常陸太田市一般会計補正予算（第4号）を、本年10月12日付で専決処分させていただきました。

恐れ入りますが、少し飛びまして30ページをお開き願います。報告第15号は、専決処分の

承認を求めることについてでございます。

31ページに専決処分書の写しがございますが、台風第19号により被害を受けた被災者への迅速な支援を図るため、令和元年度常陸太田市一般会計補正予算（第5号）を、本年10月24日付で専決処分させていただきました。

恐れ入りますが、少し飛びまして40ページをお開き願います。報告第16号は、専決処分の承認を求めることについてでございます。

41ページに専決処分書の写しがございますが、台風第19号により被災した箇所の復旧等を行うため、令和元年度常陸太田市一般会計補正予算（第6号）を、本年11月1日付で専決処分させていただきました。今回の補正につきましては、災害に対応するため、可及的速やかな対応をする必要がありましたこと、また、補正の規模も大きいことから、補正予算書の事項別明細ではなく、お配りいたしました資料、令和元年度第4回市議会定例会報告第14号から第16号資料により、一括して詳細にご説明いたします。

なお、資料につきましては、款項目及び補正額、節、説明の欄、補足説明の順に説明をさせていただきます。資料の方はよろしいでしょうか。

まず、歳入でございますが、報告第14号は、令和元年度常陸太田市一般会計補正予算（第4号）でございます。19款2項1目1節財政調整基金繰入金5億6,645万8,000円を歳出予算の財源として計上いたしました。

次の、報告第15号は、令和元年度常陸太田市一般会計補正予算第5号でございます。19款2項1目1節財政調整基金繰入金1億1,000万円を算出予算の財源として計上いたしました。

続きまして、報告第16号は、令和元年度常陸太田市一般会計補正予算（第6号）でございます。15款2項3目衛生費国庫補助金の2節清掃費補助金2億8,821万1,000円は、災害ごみ費補助金として計上いたしました。歳出予算で補正をいたします災害ごみ処理費用の財源として、環境省の災害等廃棄物処理事業費補助金を活用するものでございます。8目災害復旧費国庫補助金の1節公共土木施設災害復旧費補助金1億1,560万円は、道路橋りょう災害復旧事業費補助金として計上いたしました。歳出予算で補正をいたします道路橋梁復旧費用の財源として、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法の規定による補助金でございます。

2段目の16款2項13目消防費県補助金の1節消防費補助金2,375万円は、被災者再建支援補助金として計上いたしました。歳出予算において補正をいたします被災者生活再建支援金の財源として、茨城県の補助事業を活用するものでございます。14目災害復旧費県補助金の1節農林水産業施設災害復旧費補助金2億4,545万3,000円のうち、農業用施設災害復旧事業費補助金2億3,750万円につきましては、歳出予算において補正をいたします農地農業用施設の復旧費用の財源として計上いたしました。また、林道施設災害復旧事業費補助金795万3,000円につきましては、歳出予算において補正をいたします林道の復旧費用の財源として計上いたしました。

両補助金とも、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助金の暫定措置に関する法律の規定による補助金でございます。

3段目の18款1項2目総務費寄附金1節総務管理費寄附金1,000万円は、ふるさと常陸太田寄附金として計上いたしました。ふるさと納税制度を活用して寄附をいただいた台風第19号関連支援金について、ふるさと常陸太田寄附条例の規定により、寄附金の全額を基金に積み立てるものでございます。

4段目の19款2項1目の1節財政調整基金繰入金7億4,463万6,000円は、歳出予算の財源として計上いたしました。同款同項3目1節ふるさと常陸太田基金繰入金1,000万円は、当該補正の算出において積み立てた台風第19号関連寄附金について、災害復旧費用の財源として活用するため、取り崩しを行ったものでございます。

最下段の22款1項9目民生債1節災害救助債4,650万円は、災害援護資金貸付事業債として計上いたしました。歳出予算において補正をいたします災害援護資金貸付金の財源とするものでございます。

同款同項10目災害復旧債2億7,870万円のうち、1節農林水産業施設災害復旧事業債2億2,090万円につきましては、現年発生補助災害復旧事業債として、歳出予算において補正をいたします農地農業用施設及び林道復旧費用の財源として計上いたしました。2節公共土木施設災害復旧事業債5,780万円につきましては、現年発生補助災害復旧事業債として歳出予算において補正をいたします道路橋梁復旧費用の財源として計上いたしました。

歳入は以上でございます。

2ページをお開き願います。歳出でございます。報告第14号は、令和元年度常陸太田市一般会計補正予算（第4号）でございます。1段目は、3款4項1目災害救助費として1,814万7,000円を計上いたしました。3節職員手当等749万円につきましては、時間外勤務手当及び管理職員特別勤務手当として、10月12日からの避難場設置運営に係る人件費を計上いたしました。同じく11節需用費のうち、修繕料595万円につきましては、災害救助法に規定する住宅の応急修理費として、1件当たり59万5,000円を10件計上いたしました。同じく14節使用料及び賃借料84万円につきましては、被災者住宅借上料として、被災者が一時入居するための民間住宅借り上げ料1世帯当たり7万円の6カ月分を2世帯分計上いたしました。

2段目の4款1項7目環境衛生費5,686万2,000円につきましては、上水道及び簡易水道事業における災害対応及び施設の復旧にかかる経費に対する補助として計上をいたしました。

3段目は、4款2項2目塵芥処理費として2,845万円を計上いたしました。13節委託料2,250万2,000円につきましては、廃棄物処分等業務委託料として、10月中における災害ごみ仮置き場3カ所の搬入車両誘導等業務及び収集業務、並びに仮置き場から処理場へのごみの運搬処分業務委託料を計上いたしました。14節使用料及び賃借料524万9,000円につきましては、作業機械等借上料として、災害ごみ仮置き場における災害ごみ整理のため、10月中に使用するバックホー4台、鉄板敷仮設トイレ等の借上料を計上いたしました。15節工事請負費23万1,000円につきましては、宮の郷工業団地に設置した災害ごみ仮置き場の造成工事分として計上いたしました。

4段目の6款1項1目商工総務費1,146万8,000円及び下の段、7款5項1目下水道費2

億5,677万5,000円につきましては、工業用水道事業及び下水道事業における災害対応、及び施設の復旧にかかる経費に対する補助として計上いたしました。

6段目の7款6項1目住宅管理費1,980万円につきましては、被災者が一時入居する住宅として使用するため、空室となっている市営住宅35戸分の修繕費用として計上いたしました。

7段目は、8款1項5目災害対策費として3,463万2,000円を計上いたしました。3節職員手当等2,898万2,000円につきましては、時間外勤務手当及び管理職員特別勤務手当として、10月12日から31日における避難所設置運営以外の災害対応に係る人件費を計上いたしました。

8節報償費15万7,000円につきましては、床上浸水住宅の消毒を実施する際の消毒上の注意や感染症予防の指導を行う業務について、訪問件数が多く市の保健師だけでは対応が困難であったことから、市薬剤師会に派遣を依頼するための報償費として、2名11日分を計上いたしました。

11節需用費325万円のうち、修繕料226万6,000円につきましては、松栄町の屋外拡声子局が浸水したことに伴う応急復旧修繕料及び台風第19号による被害発生後において防災行政無線戸別受信機の修繕依頼が殺到したことによる受信機修繕料を計上いたしました。

13節委託料224万3,000円につきましては、床上浸水住宅消毒業務委託料として、211世帯分の消毒作業経費及び諸経費を計上いたしました。

最下段は、10款2項1目道路橋りょう災害復旧費として1億4,032万4,000円を計上いたしました。13節委託料1億300万円につきましては、測量調査設計業務委託料として、被災した河川4カ所、市道22カ所、橋りょう9橋の災害査定用測量調査設計を委託する費用として計上いたしました。内容につきましては、この後ご説明させていただきます報告第16号と関連がございますので、5ページ以降の資料により後ほどご説明させていただきます。

14節使用料及び賃借料49万4,000円につきましては、建設機械等借上料として、災害パトロールに使用した車両39台分を計上いたしました。

15節工事請負費3,600万円につきましては、災害復旧工事として護岸路肩補修などの小規模災害箇所応急復旧工事88カ所分、及びシート防御などの2次災害防止応急工事15カ所分を計上いたしました。

報告第14号は以上でございます。

3ページをお開き願います。

続きまして、報告第15号は令和元年度常陸太田市一般会計補正予算(第5号)でございます。

8款1項5目災害対策費1億1,000万円につきましては、支援金として、報告第12号で専決処分をさせていただきました常陸太田市令和元年台風第19号に係る被害対策支援金支給条約に基づく支援金について、住家分として1件当たり25万円を300件分、物置など住家以外分として1件当たり10万円を350件分計上いたしました。

報告第15号は以上でございます。

続きまして、報告第16号は令和元年度常陸太田市一般会計補正予算(第6号)でございます。

2款1項1目一般管理費22節補償補填及び賠償金55万円及び5目財産管理費13節委託料22万円につきましては、天下野町内の市有林からの倒木による墓石等破損に伴う修復費相当額賠償金及び倒木撤去に係る作業委託料として計上いたしました。

6目企画費25節積立金1,000万円は、ふるさと常陸太田基金積立金でございます。ふるさと常陸太田寄附条例の規定により、台風第19号関連寄附金歳入予算額を基金に積み立てるものでございます。

2段目は、3款4項1目災害救助費として6,183万5,000円を計上いたしました。11節需用費1,157万3,000円につきましては、修繕料として、第4号補正で追加いたしました災害救助法に規定する住宅の応急修理費の申請が見込みよりも多かったことから、20件分を追加したものでございます。

12節役務費376万2,000円につきましては、手数料として、避難所で使用した毛布1,800枚のクリーニング費用を計上いたしました。

21節貸付金4,650万円につきましては、災害援護資金貸付金として、被災者に対し、生活の立て直しに必要な資金を貸し付ける災害援護資金貸付金を、全壊5件分、大規模半壊10件分、半壊10件分を計上いたしました。

3段目は、4款2項2目塵芥処理費として5億4,808万1,000円を計上いたしました。12節役務費134万5,000円につきましては、土壌分析検査手数料として、宮の郷工業団地、旧水府公民館、清掃センター、3カ所の土壌分析検査費用を計上したものでございます。

13節委託料、5億1,732万円につきましては、廃棄物処分等業務委託料として、11月以降の災害廃棄物車両搬入誘導等業務145万9,656円、災害廃棄物収集業務1,968万円、災害廃棄物処理場運搬業務150万5,625円、災害廃棄物処分業務4億9,467万4,340円を計上いたしました。

なお、災害廃棄物処分業務の内訳でございますが、まず、処分費として4億2,712万7,000円を、全体の処分量4,800トンで算出いたしました。処分するごみの種類及び処分費用、並びに処分量につきましては、可燃物の8,228万円、約1,000トンから、その他、土砂等でございますが、1億6,696万6,000円、約800トンまでの7種類でございます。運搬費用等として6,754万7,340円を計上いたしました。

14節使用料及び賃借料2,941万6,000円は、作業機械等借上料として、災害ごみ仮置き場における災害ごみ整理のため、11月以降に使用するバックホー4台、鉄板敷仮設トイレ等の借上料を計上いたしました。

4段目は、8款1項5目災害対策として、6,532万7,000円を計上いたしました。

3節職員手当等1,782万7,000円につきましては、11月以降の職員の災害対応に係る時間外勤務手当として1,658万2,000円及び管理職員特別勤務手当として124万5,000円を計上いたしました。

19節負担金補助及び交付金4,750万円につきましては、被災者生活再建支援金といたしまして、茨城県被災者生活再建支援補助事業1件当たり25万円を190件分計上いたしました。

5 段目は、10 款 1 項 1 目農林災害復旧費として6 億2,943 万7,000 円を計上いたしました。

13 節委託料5,104 万3,000 円のうち、測量調査設計委託料313 万5,000 円につきましては、被災した里美地区徳田町の林道三ツ目線及び水府地区天下野町の法定外道路の2カ所分の測量調査委託料を計上いたしました。同じく委託料の実設計委託料4,790 万8,000 円につきましては、国庫補助に係る農地43カ所57ヘクタール、及び国庫補助に係る農業用施設20カ所4,141メートルの災害復旧工事に係る査定設計書及び実設計書の作成業務として、4,674 万5,000 円を計上いたしました。

また、被災した農地全域における堆積土の土壌検査業務として116 万3,000 円を計上いたしました。

15 節工事請負費5 億7,839 万4,000 円のうち、災害復旧工事5 億4,011 万4,000 円につきましては、農地及び農業用施設の復旧費用として計上いたしました。また、同じく工事請負費のうち、維持補修工事3,828 万円につきましては、林道等の維持補修工事費用として計上いたしました。工事箇所の詳細につきましては、別紙1①でご説明いたします。

恐れ入りますが、資料の4 ページをお開き願います。1 は、農地農業用施設の復旧内容でございます。まず(1) 農地の復旧でございますが、①として、国の災害復旧事業を活用した工事が43カ所57ヘクタール、工事費は3 億153 万5,000 円でございます。備考欄でございますが、災害箇所43カ所の内訳につきましては、常陸太田地区が13カ所、金砂郷地区が5カ所里美地区25カ所となっております。

②は、市の災害復旧事業でございます。こちらは13 万円以上40 万円未満の工事となりますが、54カ所8ヘクタール、工事費は4,546 万5,000 円でございます。備考欄でございますが、災害箇所の内訳は、常陸太田地区5カ所、金砂郷地区10カ所、水府地区14カ所、里美地区25カ所でございます。

(2) の水路などの農業用施設の復旧でございますが、①として、国の災害復旧事業を活用した工事が20カ所、被害延長4,141メートル、工事費は1 億7,362 万6,000 円でございます。備考欄でございますが、災害箇所20カ所の内訳は、常陸太田地区11カ所、金砂郷地区5カ所、里美地区4カ所でございます。

②の1 は市の災害復旧事業で、こちらは13 万円以上40 万円未満の工事となりますが、37カ所、延長1,797メートル、工事費は1,924 万1,000 円でございます。②の2 は13 万円未満の市の災害復旧事業でございます。3カ所、延長57メートル、工事費は24 万7,000 円でございます。備考欄でございますが、災害の内訳は、②の1 及び②の2 合計で常陸太田地区11カ所、金砂郷地区14カ所、里美地区15カ所でございます。

2 は、林道の復旧内容でございます。①として、国の災害復旧事業を活用した工事が、里美地区徳田町の林道三ツ目線の1 路線、延長30メートル、工事費は1,590 万6,000 円でございます。②は、市の災害復旧事業。こちらは13 万円以上40 万円未満の工事となりますが、4 路線、延長130メートル、工事費は127 万6,000 円でございます。路線名につきましては、

備考欄のとおり、林道三ツ目線ほかの3路線でございます。③は、市の一般単独災害復旧事業でございます。こちらは、里美地区小中町の生田入線の1カ所、延長400メートル、工事費は323万4,000円でございます。④は、市の単独事業でございます。林道や市道に属さない水府地区天下野町の法定外道路1カ所、延長240メートル、工事費は1,786万4,000円でございます。

5ページをご覧ください。ただいまご説明いたしました農地、水路等の農業施設及び林道の被災箇所的位置を示した図面でございます。後ほどご覧置き願います。

恐れ入りますが、3ページにお戻り願います。最下段は、10款2項1目道路橋りょう災害復旧費として4億4,740万円を計上いたしました。13節委託料、5,100万円及び15節工事請負費3億9,620万円につきましては、被災した道路22カ所、橋りょう9橋の災害復旧にかかる測量調査設計委託料及び災害復旧工事費用を計上いたしました。被災箇所の詳細につきましては、先ほどご説明いたしました2ページの報告第14号における10款2項1目の13節委託料の災害査定測量調査設計業務の1億300万円と合わせまして、別紙2の①によりご説明いたします。

恐れ入りますが、資料の6ページをお開き願います。図面番号、河①から④の河川につきましては、久慈川水系の河川名染川で、災害位置はいずれも東染町の4カ所でございます。小計の欄でございますが、被災延長39メートルについて、委託料800万円、工事請負費1,420万円を計上いたしました。被害状況はいずれも護岸崩壊で、復旧方法は土砂撤去、かごマット工、積ブロック工を行うものでございます。

続きまして、図面番号①の、市道里8の4001号線から、②の市道7072号線までの22カ所。小計の欄でございますが、総延長794メートルについて、委託料7,200万円、工事請負費2億2,100万円を計上いたしました。各路線の被害状況及び復旧工法につきましては、ご覧のとおりでございます。④から③までは橋りょうでございますが、④の市道里8の1136号線湯本1号橋から③の市道0101号線新落合橋まで9橋。小計の欄でございますが、総延長255メートルについて、委託料7,400万円、工事請負費1億6,100万円を計上いたしました。各路線の被害状況及び復旧工法につきましては、ご覧のとおりでございます。

なお、①の市道7048号線及び②の市道0101号線につきましては、復旧工法につきまして現在検討中でございますので、工事費につきましては現在のところ計上しておりません。

最下段でございますが、合計で委託料につきましては、補正予算第4号において1億300万円、第6号において5,100万円。工事請負費につきましては、第6号において3億9,620万円をそれぞれ計上いたしました。

7ページをご覧ください。ただいまご説明いたしました、河川及び道路並びに橋梁の被災箇所的位置を示した図面でございます。後ほどご覧置き願います。

恐れ入りますが、議案書の報告第16号、46ページにお戻り願います。第2表は、地方債補正でございます。1の追加でございますが、災害援護費、資金貸付事業費につきましては、災害援護資金貸付金の財源としまして4,650万円を追加。現年発生補助災害復旧事業費につしまし

ては、被災した農地及び林道並び道路橋りょうの復旧の財源として、2億7,870万円を追加するものでございます。起債の方法、利率、償還の方法は記載のとおりでございます。後ほどごらんおき願います。

報告案件に係る私からの説明は以上でございます。当該補正によりまして、被災した方々が1日も早く従前の生活に戻れますよう、また、道路橋りょうの修復や来年春の作付に間に合いますよう、農地等の復旧に職員一丸となって対応してまいります。ご審議の程よろしくお願い申し上げます。

○成井小太郎議長 上下水道部長。

〔江尻伸彦上下水道部長 登壇〕

○江尻伸彦上下水道部長 報告第17号から報告第20号の4件について、提案者にかわりまして、ご説明申し上げます。

議案第17号から議案第20号につきましては、公営企業会計の予算措置について専決処分の承認を求めるものでございます。台風19号による災害に迅速に対応するために、補正予算を計上させていただきました。

恐れ入りますが、議案書の54ページをお開き願います。報告第17号は専決処分の承認を求めることについてでございます。次のページに専決処分書の写しがございますが、10月12日付で専決処分をさせていただきました。

次に、56ページをお開き願います。令和元年度常陸太田市水道事業会計補正予算（第1号）でございます。

1枚おめくり願います。第1条は総則でございます。

第2条は、収益的収入及び支出の補正で、収入支出予算の総額にそれぞれ4,781万5,000円を追加し、総額を、収入において12億8,112万8,000円とし、支出において12億6,881万6,000円としたものでございます。

第3条は、議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正で、時間外勤務手当等の補正により職員給与費を1億3,119万8,000円に改めるものでございます。

第4条は、他会計からの補助金の補正で、今回の補正予算の財源といたしまして、一般会計からの補助金4,781万5,000円を追加し、7,895万5,000円に改めるものでございます。

主な補正内容につきましては、内容が多岐に渡るため、別冊の資料にてご説明させていただきます。公営企業会計補正予算資料、配付リストの5番の資料でございます。まず、収益的収入及び支出の収入でございます。1款水道事業収益の補正につきましては、今回の補正予算の財源といたしまして、一般会計補助金4,781万5,000円を追加したものでございます。次に、支出でございます。1款3項1目災害による損失として4,781万5,000円を計上いたしました。1節手当219万円は水道施設の復旧に要する職員の時間外勤務手当11人分と、管理職員特別勤務手当3人分の人件費を計上いたしました。

2節、委託料は、浸水により被災いたしました新地浄水場電気室清掃作業313万5,000円、並びに常福地取水場ほか2カ所の取水口清掃及び土砂撤去作業136万1,000円。また、新地

浄水場ほか1カ所の塵芥処理業務170万円及び新地取水口ほか1カ所の進入路土砂撤去及び排泥作業57万5,000円を計上いたしました。

3節修繕費は、浸水により被災した新地浄水場電気盤仮復旧工事ほか1カ所、392万7,000円、並びに茅根取水場ほか1カ所の電気盤復旧工事729万3,000円及び花房取水場電気盤本復旧工事2,489万9,000円。また、常福地取水ポンプ及び取水口鉄板復旧工事88万5,000円。花房取水場フェンス復旧工事185万円を追加したものでございます。詳細につきましては、この資料の5ページ別紙1の復旧箇所一覧表及び8ページ別紙4の位置図に記載しておりますので、後ほどご確認をお願いいたします。

なお、補正予算資料の補足説明の中に青字で記載しております。①、②等の番号は、別紙資料の、復旧箇所一覧表並びに位置図の番号と一致するものでございます。

報告第17号は以上でございます。

恐れ入りますが議案書に戻りまして、68ページをお開き願います。報告第18号は専決処分の承認を求めることについてでございます。次のページに専決処分書の写しがございますが、10月12日付で専決処分をさせていただきました。

次に、70ページをお開き願います。令和元年度常陸太田市工業用水道事業会計補正予算（第1号）でございます。1枚おめくり願います。

第1条は、総則でございます。

第2条は、収益的収入及び支出の補正で、収入支出予算の総額にそれぞれ1,146万8,000円を追加し、総額を、収入において1億2,216万2,000円。支出において1億2,174万6,000円としたものでございます。

第3条は、議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正で、時間外勤務手当等の補正により、職員給与費を2,080万5,000円に改めるものでございます。

第4条は、他会計からの補助金の補正で、今回の財源といたしまして、一般会計からの補助金1,146万8,000円を追加し、3,211万8,000円に改めるものでございます。

主な補正内容につきましては、先ほどと同じ別冊公営企業会計補正予算資料の2ページをご覧くださいと思います。

報告第18号資料でございます。まず、収益的収入及び支出の収入でございます。

1款工業用水道事業収益の補正につきましては、今回の補正予算の財源といたしまして、一般会計補助金1,146万8,000円を追加したものでございます。

次に、支出でございます。

1款3項1目災害による損失として1,146万8,000円を計上いたしました。1節手当60万4,000円は、工業用水道施設の復旧等に要する職員時間外勤務手当3人分の人件費を計上いたしました。2節委託料は、浸水により被災しました花房取水場電気室清掃及び取水場塵芥処理作業153万4,000円を追加したものでございます。

申し訳ありませんが、ここで訂正がございます。補足説明欄の103万4,000円を153万4,000円にご訂正のほどよろしくお願いいたします。大変申しわけございません。

3節修繕費は、浸水により被災しました花房取水場電気盤復旧工事748万円、並びに花房取水場フェンス復旧工事185万円を追加したものでございます。

詳細につきましては、資料6ページ別紙2の復旧箇所一覧表並びに8ページ別紙4の位置図に記載してございますので、後ほどご確認をお願いいたします。

報告第18号は以上でございます。

恐れ入りますが議案書に戻りまして、81ページをお開き願います。報告第19号は、専決処分の承認を求めることについてでございます。

次のページに専決処分書の写しがございますが、10月12日付で専決処分をさせていただきました。

次に、83ページをお開き願います。令和元年度常陸太田市簡易水道事業会計補正予算（第1号）でございます。1枚おめくり願います。

第1条は、総則でございます。

第2条は、収益的収入及び支出の補正で収入支出予算の総額に、それぞれ904万7,000円を追加し、総額を、収入において3億9,192万8,000円とし、支出において3億8,624万8,000円としたものでございます。

第3条は議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正で、時間外勤務手当等の補正により、職員給与費を5,331万1,000円に改めるものでございます。

第4条は、他会計からの補助金の補正で、今回の財源といたしまして、一般会計からの補助金904万7,000円を追加し、1億5,404万7,000円に改めるものでございます。

主な補正内容につきましては、別冊、公営企業会計補正予算資料の3ページをお開き願います。

報告第19号資料でございます。まず、収益的収入及び支出の収入でございます。1款簡易水道事業収益の補正につきましては、今回の補正財源といたしまして、一般会計補助金904万7,000円を追加したものでございます。

次に支出でございます。1款3項1目災害による損失といたしまして、904万7,000円を計上いたしました。1節手当109万3,000円は、簡易水道施設の復旧等に要する職員の時間外勤務手当5人分の人件費を計上したものでございます。

2節委託料は、浸水により被災しました水府地区北部浄水場土砂撤去業務5万3,000円、里美地区浄水場電気室内清掃及び土砂撤去6カ所364万7,000円を追加したものでございます。

3節修繕費は、浸水により被災しました水府地区北部浄水場取水口、土砂板止め及び金網設置工事71万4,000円、並びに取水堰土砂撤去100万円でございます。また、里美地区北部浄水場取水場曝気装置分解清掃10万円、並びに管理用道路及び法面復旧工事63万円でございます。また、小菅町地内ほか3カ所の給配水管復旧工事181万円を追加したものでございます。詳細につきましては、この資料の7ページ別紙3の復旧箇所一覧表、並びに8ページ別紙4の位置図に記載しておりますので、後ほどご確認をお願いいたします。

報告第19号は以上でございます。

恐れ入りますが議案書に戻りまして、96ページをお開き願います。報告第20号は、専決処

分の承認を求めることについてでございます。次のページに専決処分書の写しがございますが、10月12日付で専決処分をさせていただきました。

次に、98ページをお開き願います。令和元年度常陸太田市下水道事業等会計補正予算（第1号）でございます。1枚おめくり願います。

第1条は、総則でございます。

第2条は、収益的収入及び支出の補正で、収入支出予算の総額にそれぞれ5,580万7,000円を追加し、総額を収入において19億8,800万1,000円とし、支出において16億7,814万8,000円としたものでございます。

第3条は、資本的収入及び支出の補正で、収入支出予算の総額にそれぞれ2億96万8,000円を追加し、総額を収入において6億480万5,000円とし、支出において12億161万9,000円としたものでございます。

第4条は、議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正で、時間外勤務手当等の補正により、職員給与費を8,597万3,000円に改めるものでございます。

第5条は、他会計からの補助金の補正で、今回の補正予算の財源といたしまして、一般会計からの補助金2億5,677万5,000円を追加し、4億6,869万1,000円に改めるものでございます。

主な補正内容につきましては、別冊、公営企業会計補正予算資料の4ページをご覧くださいと思います。

報告第20号資料でございます。まず、収益的収入及び支出の収入でございます。3款農業集落排水事業収益の補正につきましては、今回の補正予算の財源といたしまして、一般会計補助金5,580万7,000円を追加したものでございます。

次に支出でございます。3款3項1目災害による損失として5,580万7,000円を計上いたしました。1節災害による損失は、中継ポンプ制御盤等除去による資産の損失として2,747万6,000円を追加したものでございます。2節手当185万6,000円は、農業集落排水処理施設の復旧等に要する職員の時間外勤務手当9人分と、管理職員特別勤務手当1人分の人件費を計上いたしました。3節委託料は、浸水により被災しました松栄青木地区及び花房新地地区の農業集落排水処理施設の被災機器診断業務委託等の費用として325万8,000円を追加したものでございます。4節修繕費は、浸水により被災しました松栄青木地区処理場応急仮復旧工事及び中継ポンプの応急仮復旧工事1,752万5,000円、花房新地地区処理場応急仮復旧工事412万8,000円及び町屋地区中継ポンプ応急仮復旧工事及び佐都地区マンホール修繕工事等156万4,000円を追加したものでございます。

続きまして、資本的収入及び支出の収入でございます。3款農業集落排水事業資本的収入の補正につきましては、今回の補正予算の財源といたしまして、一般会計補助金2億96万8,000円を追加したものでございます。

次に支出でございます。3款1項1目災害復旧費としまして2億96万8,000円を計上いたしました。1節工事請負費は、松栄青木地区処理場の応急本復旧工事費を1億7,990万8,000

0円、花房新地地区処理場応急本復旧工事780万7,000円及び町屋地区中継ポンプ応急本復旧工事605万3,000円を追加したものでございます。2節委託料は、松栄青木地区及び花房新地地区の災害査定用の設計委託料として132万円を追加したものでございます。詳細につきましては、この資料の9ページ別紙5の復旧箇所一覧表、及び10ページ別紙6の位置図に記載しておりますので、後ほどご確認をお願いいたします。

報告第17号から報告第20号についての私からの説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○成井小太郎議長 説明は終わりました。

日程第3 議案第92号ないし議案第106号

○成井小太郎議長 次、日程第3、議案第92号常陸太田市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について、議案第93号常陸太田市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について、議案第94号常陸太田市保育所設置条例の一部改正について、議案第95号常陸太田市西山の里観光施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について、議案第96号常陸太田市金砂ふるさと体験交流施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について、議案第97号常陸太田市消防団の定数、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正について、議案第98号地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備について、議案第99号成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備等について、議案第100号常陸太田市公の施設に係る指定管理者の指定について、議案第101号常陸太田市公の施設に係る指定管理者の指定について、議案第102号常陸太田市公の施設に係る指定管理者の指定について、議案第103号常陸太田市公の施設に係る指定管理者の指定について、議案第104号常陸太田市公の施設に係る指定管理者の指定について、議案第105号常陸太田市公の施設に係る指定管理者の指定について、議案第106号市有財産の貸付けについて、以上15件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。副市長。

〔宮田達夫副市長 登壇〕

○宮田達夫副市長 提案者にかわりまして、ご説明いたします。

議案書の113ページをお開き願います。議案第92号は常陸太田市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定についてでございます。提案理由でございますが、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律が平成29年5月17日に公布され、令和2年4月1日から施行されることに伴い、会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関し必要な事項を定めるため本条例を制定するものでございます。内容につきましては、制定事項が多岐にわたるため、恐れ入りますが、お配りいたしましたA3横長の資料、令和元年第4回市議会定例会議案第92号資料、常陸太田市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の概要についてによりご説明いたします。

1は、法改正の趣旨でございます。特別職非常勤、臨時的任用職員の任用、勤務条件の取り扱

いは、これまで自治体によってまちまちとなっておりましたが、今回の改正によりまして、任用条件の厳格化を行うものでございます。法の目的は大きく3点ございまして、(1)といたしまして、特別職非常勤職員、臨時的任用職員の任用の適正化を確保すること。(2)といたしまして、任期や勤務条件等の任用制度を明確にすること。(3)といたしまして、知識や技術職務経験などを考慮した給与体系に見直すものでございます。

2は、当市の現状でございます。図の左側でございますが、現在当市におきましては、特別職非常勤職員として各種委員会の委員や学校医など、一般職非常勤職員として事務補助や保育士など、臨時的任用職員として産休や育児休業者の代替職員など3つの任用区分を設けております。これらを、今回の法改正の趣旨に沿いまして、図の右側でございますが、特別職非常勤職員、新たに規定された会計年度任用職員、臨時的任用職員にそれぞれ分類するものでございます。図にございますとおり、これまでの一般職非常勤職員につきましては、そのまま会計年度任用職員に移行となりますが、特別職非常勤職員及び臨時的任用職員につきましては、それぞれ任用要件が厳格化されたことに伴いまして、これまでの職にとどまるケースと、会計年度任用職員に移行するケースとに分かれることとなります。図の右側には、改正後に引き続き特別職となるもの及び会計年度任用職員になるものの一部につきまして記載をしておりますのでご覧置き願います。

続きまして、資料右側の3、会計年度任用職員の内容でございます。図にございますように、会計年度任用職員はフルタイムとパートタイムの2つに分類されます。フルタイムとパートタイムでは、①の身分、②の条件付き採用期間、④の休暇、⑤の分限、懲戒処分までの人事評価、⑦の人事評価、⑧の健康診断等が同じ扱いとなっております。

①の身分は、地方公務員の一般職の取り扱いとなります。

②の条件付き採用期間は1カ月の期間が設けられます。

④の休暇は、国の非常勤職員同様の休暇が付与されます。

⑤の分限、懲戒処分は、「地方公務員法」が適用され、一般職同様、分限及び懲戒の対象となります。

⑦の人事評価は、翌年度の採用の参考とするため、仕事をとおして発揮された能力に基づき、評価されることとなります。

⑧の健康診断等は、一般職員と同様の実施となります。

③の給与等、⑥の服務、⑨の社会保険等につきましては、フルタイムとパートタイムで扱いが異なります。フルタイムにつきましては、③の給与等は、月額給料のほか期末手当や通勤手当、退職手当を含む各種手当が支給されます。

⑥の服務は、一般職員同様の扱いとなります。

⑨の社会保険等は、2年目以降は、地方公務員共済組合に加入することとなります。

次に、パートタイムにつきまして、③の給与等は、月額、日額、時間額による報酬の支給及び通勤手当に相当する費用弁償が支給されます。

⑥の服務は、原則、一般職と同様な扱いとなりますが、一部、営利企業従事等の兼業制限は除外されることとなります。

⑨の社会保険等は、勤務時間により、厚生年金、健康保険、雇用保険の加入となります。

続きまして、資料裏面をご覧ください。条文の概要でございます。

第1条は趣旨、第2条は定義で、フルタイム、パートタイム、それぞれの「地方公務員法」に基づく法的根拠を規定しております。

第3条は、会計年度任用職員の給料、報酬、手当等について規定をしております。

第4条から第17条におきましては、フルタイム会計年度職員の任用職員について規定をしております。第4条では、給料について定めておりまして、「新地方公務員法」に規定される職務給の原則、均衡の原則に基づき、第5条で定める等級別基準職務表に基づく行政職及び医療給料表の1級及び2級を使用して支払われることとなります。なお、第5条以下、第17条におきましては、職務の級、号給、通勤手当、期末手当などの各種手当、給料の減額等について規定をしております。

同様に、第18条から第27条におきましては、パートタイム会計年度任用職員について規定をしております。第18条においては、報酬について、月額、日額、時間額、それぞれの算出方法について定めております。なお、算出の基準となります基準月額は、第4条でご説明申し上げました行政職及び医療職給料表の1級及び2級を用いることとなります。

第19条以下第27条におきましては、期末手当、報酬の減額等について規定をしております。

第28条におきましては、退職者の給与について、第29条、第30条においては、パートタイム会計年度任用職員の通勤手当及び旅費相当の費用弁償について、第31条第32条においては、市長が特に必要と認める事項及び委任事項について規定をしております。

4の施行期日でございますが、本条例は令和2年4月1日から施行いたします。

恐れ入りますが、議案書にお戻り願います。132ページをお開き願います。参考といたしまして、132ページから138ページに、常陸太田市会計年度任用職員の給与の決定及び支給等に関する規則を、139ページから151ページに、常陸太田市会計年度任用職員の勤務時間休暇等に関する規則を付してございますので、後ほどご覧置き願います。なお、今回の改正により、企業体系や各市で手当の処遇改善が行われましたことから、当市におけます非常勤職員等に係る報酬、給与報償費等を含めまして、年間約4,100万円が増加するものと見込んでおります。

議案第92号は以上でございます。

続きまして、152ページをお開き願います。議案第93号は、常陸太田市職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてでございます。提案理由でございますが、会計年度任用職員等の育児休業等について整備するため、本条例の一部改正を行うものでございます。内容につきましては、改正条文が多岐にわたるため、恐れ入りますがお配りいたしましたA3横長の資料、令和元年第4回市議会定例会議案第93号資料、常陸太田市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてによりご説明いたします。

1は、条例改正の背景でございます。先ほど説明いたしました議案第92号による会計年度任用職員の制度開始により、会計年度任用職員を含めた非常勤職員において、育児休業の制度の整備が必要となりましたことから、本条例の一部改正を行うものでございます。

2は、常陸太田市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の概要でございます。一部、常勤職員に関する改正がございますので、(1)の常勤職員に関する改正の概要の表にて、条ごとにご説明いたします。特に、改正となった部分につきましては、赤字で記載をいたしました。

第2条の2は、「児童福祉法」の改正に伴い、C欄でございますが、養子縁組里親である職員に委託されている児童に準ずる者を規定する引用条項を改正いたします。

第3条は、B欄でございますが、一度育児休業を終えた職員が再度育児休業の承認を受けようとする場合の特別の事情の規定を、D欄でございますが、子が保育所等に入所できない場合を追加したものでございます。

第4条は、A欄でございますが、育児休業の再度の延長ができる特別の事情の規定を、D欄でございますが、子が保育所に入所できない場合を追加したものでございます。

第10条は、A欄でございますが、育児休業、短時間勤務が終了して1年を経過していない場合で、再度の育児短時間勤務をすることができる特別な事情の規定を、D欄でございますが、子が保育所等に入所できない場合を追加したものでございます。

続きまして、(2)は同様に非常勤職員に関する条文の改正でございます。表にて条ごとにご説明いたします。同様に、特に改正となった部分につきましては赤字で記載をしております。

第2条は、A欄の育児休業をすることができない職員の規定でございます。C欄でございますが、例外として育児休業ができる非常勤職員の規定を、D欄のとおり在職期間が1年以上あり、子が1歳6カ月になる日以降も勤務する場合のほか、非常勤職員の子の年齢等に応じた場合ごとに設けたものでございます。

第2条の3は、育児休業の期限の設定でございます。C欄でございますが、非常勤職員の育児休業の期限を規定するに当たり、子の1歳になる日から1歳6カ月になる日までの育児休業の期限の規定を、D欄のとおり、非常勤職員の子の年齢等に応じた場合ごとに設けたものでございます。

資料の裏面をご覧ください。第2条の4、C欄でございますが、非常勤職員が育児休業を子が1歳6カ月になる日から2歳になる日まで取得することができる規定を、D欄のとおり設けたものでございます。

第3条は、B欄でございますが、一度育児休業を終えた職員が再度育児休業の承認を受けようとする場合の特別の事情の規定に、非常勤職員の規定を、D欄のとおり非常勤職員の子の年齢等に応じた場合を追加するものでございます。

第7条は、B欄でございますが、期末手当基準日以前に勤務時間がある育児休業中職員には、休業中であっても、期末手当を支給できる規定に、D欄のとおり、会計年度任用職員を除く規定を設けたものでございます。

第8条は、B欄でございますが、職務復帰後の復職時調整を行うことができる規定に、D欄のとおり会計年度任用職員を除く規定を設けたものでございます。

第17条は、B欄でございますが、育児部分休業をすることができない職員の規定に、D欄の

とおり、勤務時間が短い非常勤職員の規定を設けたものでございます。

第18条は、部分休業の承認時間について、非常勤職員の規定を、D欄のとおり非常勤職員の介護時間に関する部分を除く規定を設けたものでございます。

3の施行期日でございますが、本条例は令和2年4月1日から施行いたします。

議案第93号は以上でございます。

恐れ入りますが議案書にお戻り願います。170ページをお開き願います。議案第94号は、常陸太田市保育所設置条例の一部改正についてでございます。提案理由でございますが、常陸太田市愛保育園を、「児童福祉法」第56条の8第1項の規定に基づき、公私連携型保育所へ移行するため、本条例の一部改正を行うものでございます。

次ページをお開き願います。常陸太田市保育所設置条例の一部を改正する条例でございます。常陸太田市保育所設置条例中、別表の常陸太田市愛保育園の項を削除するものでございます。

附則でございますが、この条例は令和2年4月1日から施行するものでございます。

本改正は常陸太田市愛保育園が来年の3月末をもちまして、現在実施をしております指定管理を終了し、同年4月より公私連携型保育所へ移行することに伴い、本保育園が公立保育園から民間保育園の扱いとなりますことから、本条例の一部改正を行うものでございます。

議案第94号は以上でございます。

続きまして、173ページをお開き願います。議案第95号は、常陸太田市西山の里観光施設の設置及び管理に関する条例の一部改正についてでございます。提案理由でございますが、常陸太田市西山の里観光施設を市の管理運営施設とするため、本条例の一部改正を行うものでございます。西山荘への来場者の著しい減少に伴いまして、当該施設の指定管理者制度による適切な運営は困難であると判断し、市直営による管理運営に変更するものでございます。改正内容につきましては、新旧対照表にてご説明いたします。

恐れ入りますが、176ページをお開き願います。左側改正案の第2条の2でございますが、表の名称をご覧願います。現行では、休憩場のみで記載していたものを、新たに休憩室、売店、食堂、屋外トイレ、庭園及び駐車場を加え、施設の内容を明文化いたしました。右側の現行の第3条では、指定管理者による管理としておりましたが、左側改正案では市の管理運営施設へ切り替えるものでございます。第2項において管理を委託できることと定めております。

177ページをお開き願います。第4条から次ページの別表までにつきましては、指定管理者から市長による管理に変更することに伴う文言の整理を行っております。

178ページの現行の第12条は削除いたします。

恐れ入りますが、175ページにお戻り願います。附則でございますが、本条例は令和2年4月1日から施行するものでございます。

議案第95号は、以上でございます。

続きまして、179ページをお開き願います。議案第96号は、常陸太田市金砂ふるさと体験交流施設の設置及び管理に関する条例の一部改正についてでございます。提案理由でございますが、常陸太田市金砂ふるさと体験交流施設の3階部分の改装にあわせ、効果的かつ集客力の高い

施設として運営を図るため、同施設の管理運営を「地方自治法」第244条の2第3項の規定に基づく、指定管理者に行わせることに伴い、本条例の一部改正を行うものでございます。内容につきましては、新旧対照表にてご説明いたします。

恐れ入りますが、184ページをお開き願います。左側改正案の第3条は指定管理者による管理を新たに加えるものでございます。第1項は、常陸太田市金砂ふるさと体験交流施設の管理は、法第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であって、市長が指定する者に行わせることを定めるものでございます。第2項は指定管理者が行う業務を規定したものでございます。

第3条の追加に伴い、現行の第3条以降を1条ずつ繰り下げるものでございます。第4条から次ページの第5条、第7条から右ページの第10条は、管理を市長から指定管理者に切りかえることによる文言の整理でございます。

改正案の第6条及び第11条は、新規条項でございます。186ページの第11条は、市長による管理として指定管理を受けるものがないとき、もしくは指定管理の指定をすることができないときに、市長による管理を行うことを定めたものでございます。

185ページの第6条第2項につきましては、施設の改装に伴い、利用料金を別表のとおり改めるものでございます。

187ページの別表第6条関係をご覧ください。1でございますが、施設の3階をリニューアルしたことにより、左側改正案の区分の欄でございますが、1階、3階及び2階の2区分とし、利用料金につきましては、一律であったものを、今回リニューアルした3階、リニューアルと同様の個室利用であった1階は、大人3,500円、小中学生2,500円とし、連泊の場合は大人2,620円、小中学生1,870円を新たに加えるものでございます。なお、2階の利用料金につきましては、右側現行と同じ、大人2,100円、小中学生1,050円となりますが、連泊の小学生の料金算定に誤りがございましたので、大人の連泊の場合の宿泊料金の75%と同率で算定した780円に定めるものでございます。

また、右側、現行の備考の(2)でございますが、宿泊使用料の中に各施設の使用料を含んでいたものを、指定管理制度の導入に伴い別個に利用者から徴収することにしたため、削除するものでございます。

次に、左側改正案の別表の2につきまして、現行では日帰り使用の場合の料金を設定しているものでございますが、各施設の利用料金を日帰り利用者、宿泊利用者の区分なく徴収することとしたため、施設利用の場合に改めるものでございます。なお、現行におきましては使用時間を規定しておりましたが、民間のノウハウを最大限に活用するため、施設の利用時間の制限を削除するものでございます。

188ページをご覧ください。左側改正案でございますが、施設名区分の上から2段目に音楽室、3段目に図書室を新たに追加したものでございます。利用料金でございますが、今回の指定管理者制度の導入に伴い、今後の施設を維持していくためのランニングコストを算定し、利用者負担分として、これまでの料金の見直しを図ったものでございます。

恐れ入りますが、183ページにお戻り願います。附則でございますが、本条例は令和2年4

月1日から施行するものでございます。

第2項は経過措置でございます。施行の日前に使用の許可を受けたものに係る使用料については、従前の例とするものでございます。

議案第96号は以上でございます。

続きまして、189ページをお開き願います。議案第97号は、常陸太田市消防団の定数、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正についてでございます。提案理由でございますが、常陸太田市非常勤消防団員の定数を改正するため、本条例の一部改正を行うものでございます。

190ページをお開き願います。条例本文でございますが、第2条では、本市消防団員の定数を定めております。第2条第1項中に規定します団員の定数987人を、67人減数しまして、920人に改めるものでございます。

附則でございますが、本条例は令和2年4月1日から施行するものでございます。

改正の背景でございますが、本条例に規定する団員の条例定数987人は、平成16年12月の市町村合併時に各市町村の条例定数を合算し定められたものであり、各消防団においては、本部員または役場及び農協内の分団の団員数も条例定数に含んでおりました。しかし、役場等の分団は全て廃止されていることから、役場分団等の団員定数でありました67人について整理をするため改正を行うものでございます。消防団につきましては、本市の将来像を見据えた新たな組織に改編し、引き続き市民の安全安心の確保に努めてまいります。

議案第97号は以上でございます。

続きまして、192ページをお開き願います。議案第98号は、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備についてでございます。提案理由でございますが、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律が平成29年5月17日に公布され、令和2年4月1日から施行されること等に伴い、関係条例の整備を行うものでございます。内容につきましては、改正が多岐にわたりますことから、恐れ入りますが、お配りいたしましたA3横長の資料、令和元年第4回市議会定例会議案第98号資料、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備についてによりご説明いたします。

1は、条例改正の背景でございます。

(1)は、地方公務員法の一部改正でございます。全国における各自治体では、多様化する行政需要に対応するため、臨時・非常勤職員が年々増加しておりますが、任用制度の趣旨に沿わない運用が見られ、適正な任用を確保するため、①として、特別職の任用及び臨時的任用の厳格化、②として、一般職の非常勤職員の任用等に関する制度の明確化を行っております。

(2)は、地方自治法の一部改正でございます。地方の非常勤職員において、労働者性が高いものであっても期末手当が支給できなかったことから、期末手当を支給できるよう規定を整備したものでございます。

2は、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、本市における各関係条例の整備に関する条例の概要でございます。表中に記載しております第1条から第12条の見出しの条例について、一括で改正を行うものでございます。

第1条から見出し、該当条文、内容の順にご説明いたします。

第1条は常陸太田市職員定数条例中、職員定数の対象とする職員の定義を定めた第1条において、常時勤務する職員の欠員補充となる臨時的任用職員については、定義に含める旨の改正を行っております。

第2条は、常陸太田市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例中、職員の派遣を定めた第2条において、地方公務員法の改正に伴う引用条項の改正を行っております。

第3条は、常陸太田市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例中、報告事項を定めた第3条において、パートタイム会計年度任用職員は、人事行政の公表の対象とならない旨の改正を行っております。

右ページをご覧ください。第4条は、常陸太田市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例中、求職の効果を定めた第3条において、会計年度任用職員は1年ごとの任用となりますことから、休職の期間を任期の範囲内と定めております。

第5条は、常陸太田市職員の懲戒の手続及び効果に関する条例中、減給の効果を定めた第4条において、パートタイム会計年度任用職員の減給について、新たに整理いたします常陸太田市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例に規定する報酬額に基づき減額する旨を定めております。

第6条は、常陸太田市職員の勤務時間、休暇等に関する条例中、会計年度任用職員の勤務時間休暇等を定めた第18条において、法改正による字句の訂正及び引用条文の変更を行っております。

第7条は、常陸太田市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例中、特別職非常勤を定めた別表第1について改正を行っております。

恐れ入りますが、資料裏面の新旧対照表をご覧ください。先ほど、議案第92号で説明いたしましたとおり、今回の法改正によりまして、特別職非常勤職員の任用要件が厳格化されております。専門的な知識経験または識見を有し、それらに基づき、助言、調査、診断、その他総務省令で定める事務を行うものに限定されたことに伴い、表中右側の（旧）の欄に太字で記載しておりますとおり、町会長、副町会長をはじめ、公民館長や非常勤の事務嘱託など27の職について、特別職非常勤から除いております。

恐れ入りますが、表面にお戻り願います。第8条は、常陸太田市職員の給与に関する条例中、会計年度任用職員の給与を定めた第23条において、法改正による字句の訂正及び引用条文の変更を行っております。

第9条は、常陸太田市の単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例中、給与の種類を定めた第2条において、用務員等、単純労務職員の給与の種類に会計年度任用職員の給与条例も含める旨の改正を行っております。

第10条は、常陸太田市職員の特殊勤務手当に関する条例中、条例の目的を定めた第1条において、法改正による引用条項の繰り上げ及び常陸太田市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定に伴う準用事項の追加を行っております。

第11条は、常陸太田市職員の旅費に関する条例中、目的を定めた第1条において、フルタイム会計年度任用職員を、旅費を支払える職員に含める旨の改正を行っております。

第12条は、常陸太田市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例中、会計年度任用職員の給与を定めた第18条において、企業職員の会計年度任用職員の給料・報酬について、パートタイム、フルタイム、それぞれに新たに規定したものでございます。

3の施行日でございますが、本条例は令和2年4月1日から施行いたします。

議案第98号は以上でございます。

恐れ入りますが、議案書にお戻り願います。215ページをお開き願います。議案第99号は、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備等についてでございます。提案理由でございますが、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律が、令和元年6月14日に公布され、同年12月14日から施行されること等に伴い、関係条例の整備を行うものでございます。内容につきましては、改正が多岐にわたるため、恐れ入りますが、お配りいたしましたA3横長の資料、令和元年第4回市議会定例会議案第99号資料「成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律」の施行に伴う関係条例の整備等についてによりご説明いたします。

1は、条例改正の背景でございます。(1)は、今回の条例改正の発端となりました「成年後見制度の利用の促進に関する法律」の概要でございます。成年被後見人及び被保佐人の人権が尊重され、成年被後見人等であることを理由に不当に差別を受けることのないよう、成年被後見人等の権利に係る制限が設けられている制度について必要な見直しを行うことを定めた法律でございます。

(2)は、この法律を受けて制定された「成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律」の概要でございます。①は、成年被後見人等を資格、職種、業務等から一律に排除する規定である欠格条項を設けている各制度について適正化を図る改正が行われました。

②は、これを受け、「地方公務員法」においては成年被後見人等が地方公務員になることができないものとしている欠格条項である第16条第1号が削除され、第2号から第5号がそれぞれ繰り上がる改正がなされております。

また、③は、各種資格・権利等を定める士業関係及び営業許可関係の法律においても、欠格条項から成年被後見人等を削除する改正が行われております。

2は、「成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律」の施行に伴う本市の関係条例の整備等に関する条例の概要でございます。表中に記載しております第1条から第7条の見出しの条例について、一括で改正を行うものでございます。第1条から、見出し、該当条文、内容の順にご説明いたします。

第1条は、常陸太田市印鑑条例中、登録の資格を定めた第2条において、印鑑登録ができない者を、成年被後見人から意思能力を有しない者に改正を行っております。

第2条は、常陸太田市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例中、失職の特例を定めた第5条において、地方公務員法改正による引用条項の繰り上げに伴う改正を行っております。

第3条は、常陸太田市職員の給与に関する条例中、期末手当を定めた第20条及び第20条の2において、このたびの地方公務員法の改正により、成年被後見人等となっても失職することがなくなったため、これを前提とした期末手当の支給に関する規定部分が不要になったことに伴い、該当部分を削除する改正を行ったものでございます。

右ページをご覧ください。同様に、勤勉手当を定めた第21条においても、成年被後見人となったことにより失職することを前提とした勤務手当の支給に関する規定部分が不要となったことに伴い、該当部分を削除する改正を行っております。また、休職者の給与を定めた第24条においても、成年被後見人等となったことにより失職することを前提とした休職者に支払う期末手当の支給に関する規定部分が不要となったことに伴い、該当部分を削除する改正を行っております。

第4条は、常陸太田市職員の旅費に関する条例中、旅費の支給について定めた第3条において、「地方公務員法」改正による号の繰り上げに伴う改正を行っております。

第5条は、常陸太田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例中、職員について定めた第23条において、家庭的保育者の要件として引用する児童福祉法の欠格条項の改正による号の繰り上げに対応した改正を行っております。

第6条は、常陸太田市土砂等による土地の埋め立て等の規制に関する条例中、許可の基準を定めた第6条において、欠格条項から成年被後見人等を削除し、これに伴う号の繰り上げ等の改正を行っております。

第7条は、常陸太田市消防団の定数、任免、給与、服務等に関する条例中、欠格条項を定めた第4条において、欠格条項から成年被後見人等を削除し、これに伴う号の繰り上げを、また、分限を定めた第8条において、第4条における号の繰り上げに伴う引用条項の改正を行っております。

3の施行期日でございますが、本条例は公布の日から施行するものでございます。

議案第99号は以上でございます。

恐れ入りますが、議案書にお戻り願います。228ページをお開き願います。議案第100号から233ページの議案第105号までの6議案につきましては、「地方自治法」第244条の2第6項の規定に基づき、指定管理者を指定するため、議会の議決をお願いするものでございます。内容につきましては、資料により一括でご説明いたします。

恐れ入りますが、お配りいたしましたA3横長の資料、令和元年第4回市議会定例会議案第100号から105号資料、公の施設に係る指定管理者の指定についてをご覧ください。

1の、事業者募集の状況でございますが、表中、施設名に記載のとおり、常陸太田市高齢者生産活動センターから、常陸太田市温水プールまでの12の公の施設につきまして、6者の指定を行うものでございます。

議案第100号の高齢者生産活動センターから、議案第104号の農畜産物等加工施設につきましては、非公募により、議案第105号の温水プールにつきましては、9月24日から10月

23日まで公募を行い、右側でございますが、指定管理予定者を選定するため、11月6日及び15日に指定管理者選定委員会を開催いたしました。

指定管理者選定委員会におきましては、審査基準にございますように、施設の利用者の平等な利用が確保されるものであるか、施設の利用が最大限に発揮されるものであるかなど、ご覧の5項目の審査基準により指定管理予定者としての的確であるかどうかについて、審議選定をしたところでございます。

2の指定管理予定者の概要等をご覧願います。まず、議案第100号の施設、常陸太田市高齢者生産活動センターは、非公募により公益社団法人常陸太田市シルバー人材センターを指定管理予定者とするものでございます。指定期間につきましては、維持・管理が主たる業務のため、3年間の指定とする施設ではございますが、当該施設は昭和55年5月に開設してから39年が経過し老朽化が著しいため、常陸太田市公共施設等再配置計画により、施設の機能移転について検討しておりますことから、令和2年4月1日から令和3年3月31日までの1年間としてございます。

議案101号の施設、常陸太田市宮里美斎場、議案第103号の施設、常陸太田市里美カンントリー牧場、里美温泉保養センター、総合交流ターミナル及び議案第104号の施設、常陸太田市農畜産物等加工施設は、里美地区における公の施設の一体的な指定管理を視野に入れ、非公募により一般財団法人里美ふるさと振興公社を指定管理予定者とするものでございます。指定期間につきましては、施設の維持・管理とソフト事業を一体的に実施する各施設におきましては5年間、指定管理を初めて導入する施設であります農畜産物等加工施設につきましては、運営状況を見るため、3年間の指定とするところではございますが、平成29年に策定しました公社の経営健全化計画に基づき事業を実施しておりますため、経営状況注視の観点から、1年ごとに見直しを図るため、各施設とも令和2年4月1日から令和3年3月31日までの1年間としてございます。

議案第102号の施設、常陸太田市水府竜神観光施設、水府ふるさとセンター、水府竜神ふるさと村、水府観光物産館、水府竜の里公園は、水府地区における公の施設の一体的な指定管理を視野に入れ、非公募により株式会社水府振興公社を指定管理予定者とするものでございます。指定期間につきましては、施設の維持・管理とソフト事業を一体的に実施する施設のため、5年間とする施設ではございますが、平成26年、27年度的大幅なマイナス損益から、経営努力により平成28年度以降はプラス損益を計上しておりますものの、引き続き経営状況を見守るため、令和2年4月1日から令和5年3月31日までの3年間としてございます。

議案第105号の施設、常陸太田市温水プールは、公募により、一社から応募のありました株式会社フロム常陸指定管理予定者とするものでございます。指定期間につきましては、施設の維持・管理とソフト事業を一体的に実施する施設のため、令和2年4月1日から令和7年3月31日までの5年間としてございます。

参考といたしまして、各指定管理予定者の主な実績及び財政状況について記載してございますので、後ほどご覧置き願います。

議案第100号から議案第105号は以上でございます。

恐れ入りますが、議案書にお戻り願います。234ページをお開き願います。議案第106号は、市有財産の貸付けについてでございます。条例で定める場合を除く市有財産の貸付けについて、議会の議決をお願いするものでございます。提案理由でございますが、常陸太田市愛保育園を公私連携型保育所へ移行するため、市有財産である同保育園の土地及び建物を貸し付けるものでございます。

次ページをご覧ください。市有財産貸付けの概要でございます。1の土地でございますが、貸し付けする土地につきましては、(1)の保育園敷地の土地9筆5,678.23平方メートルと、(2)の駐車場用地部分の土地8筆,2,931.77平方メートルの合計8,610平方メートル分でございます。

2の建物は、園舎1,327.53平方メートルと物置52.6平方メートルの2棟でございます。

次ページをご覧ください。3の貸付先は、常陸大宮市野口1294番地、社会福祉法人仁川会理事長川又幸夫。

4の貸付理由でございますが、公私連携型保育所制度の規定により、公私連携保育法人に対し、土地及び建物を無償または廉価での貸し付けを行うためでございます。

5の貸付予定額は、土地につきましては、常陸太田市行政財産使用料徴収条例第3条に基づき、固定資産税評価額の5%で算定した額、年間148万3,400円を貸付予定額といたします。建物につきましては、無償貸付といたします。無償とする理由といたしましては、築16年が経過していることや、修繕費用に対する法人の負担割合の上限額を引き上げたこと等を踏まえたものでございます。

6の貸付期間でございますが、令和2年4月1日から令和7年3月31日までの5年間で予定しております。

提出議案に係る私からの説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。
○成井小太郎議長 説明は終わりました。

日程第4 議案第107号ないし議案第112号

○成井小太郎議長 次、日程第4、議案第107号令和元年度常陸太田市一般会計補正予算(第7号)について、議案第108号令和元年度常陸太田市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)について、議案第109号令和元年度常陸太田市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)について、議案第110号令和元年度常陸太田市水道事業会計補正予算(第2号)について、議案第111号令和元年度常陸太田市工業用水道事業会計補正予算(第2号)について、議案第112号令和元年度常陸太田市簡易水道事業会計補正予算(第2号)について、以上6件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。副市長。

[宮田達夫副市長 登壇]

○宮田達夫副市長 提案者にかわりまして、ご説明いたします。

恐れ入りますが、別冊、横長の令和元年第4回常陸太田市議会定例会補正予算書をご覧ください

す。補正予算関係議案の3件でございます。

1枚おめくり願います。議案第107号は令和元年度常陸太田市一般会計補正予算（第7号）でございます。

1ページをお開き願います。第1条で、歳入歳出予算の総額にそれぞれ8,273万9,000円を追加し、総額を281億9,206万1,000円とするものでございます。

第2条で、債務負担行為の補正を行っております。主な補正内容につきましては、事項別明細書によりご説明いたします。

恐れ入りますが、7ページをお開き願います。歳入でございます。1段目の10款2項1目子ども子育て支援臨時交付金の補正につきましては、本年9月の補正予算において追加をいたしました、国の幼児教育・保育の無償化に伴う歳出予算の財源といたしまして、2,460万8,000円を追加するものでございます。

2段目の15款1項1目民生費国庫負担金の1節社会福祉費負担金及び4段目の16款1項1目民生費県負担金の1節社会福祉費負担金につきましては、歳出予算において補正をいたします障害者自立支援給付費の財源といたしまして、合わせまして2,325万9,000円を追加するものでございます。

恐れ入りますが、2段目にお戻り願います。15款1項1目民生費国庫負担金3節児童福祉費負担金の補正につきましては、歳出予算において補正をいたします児童扶養手当の財源といたしまして982万9,000円を追加するものでございます。

4段目の16款1項1目民生費県負担金3節後期高齢者医療事業費負担金の補正につきましては、歳出予算の減額による補正でございます。

8ページをお開き願います。2段目の17款2項1目不動産売却収入の補正につきましては、旧北中学校を民間企業へ売却したことに伴い、土地及び建物合わせまして2,524万3,000円を追加するものでございます。

3段目の19款繰入金の補正につきましては、事業費の確定などにより財政調整基金繰入金を減額するものでございます。最下段の21款4項3目雑入の右側説明の欄2行目の後期高齢者医療給付費精算金の補正につきましては、前年度負担金の確定によりまして、7,186万4,000円を追加するものでございます。同じく4行目の県北地域クリエイティブ企業等進出支援事業費補助金返還金の補正につきましては、平成30年8月に里山ホテルが閉館し、当該ホテルが実施予定であった補助対象事業が中止となったことに伴い、平成29年度の補助金返還金として、500万円を追加するものでございます。

9ページをご覧願います。歳出でございます。上段の2款1項1目一般管理費3節職員手当等の補正につきましては、台風19号による災害対応として、罹災証明や相談窓口などの業務を勤務時間内に行ったことに伴い、通常業務が夜間にずれ込みましたことから、時間外勤務手当として1,753万4,000円を追加するものでございます。

同款同項16目諸費のうち、右側説明の欄1行目、国庫支出金静算返還金の補正につきましては、平成30年度生活保護費国庫負担金等の精算に伴う返還金等として、1,037万2,000円

を追加するものでございます。同じく3行目、県支出金返還金の補正につきましては、里山ホテルから市へ返還された平成29年度補助金のうち、県が支出した250万円を返還するため追加するものでございます。

下段の3款1項4目障害者福祉費の補正につきましては、障害者が自立して生活するための身体機能向上訓練や就労移行支援など、自立支援給付費において各種サービスの利用件数の増加により、3,101万4,000円を追加するものでございます。

10ページをお開き願います。上段は、款項の記載はございませんが、3款1項社会福祉費でございます。5目老人医療給付費28節操出金の補正につきましては、茨城県後期高齢者医療広域連合へ納付する基盤安定納付金の確定に伴い、特別会計操出金1,663万4,000円を減額するものでございます。

2段目の3款2項3目児童措置費の補正につきましては、「児童扶養手当法」が改正され、児童扶養手当の支払回数が見直されたことに伴い、2,948万7,000千円を追加するものでございます。当該手当につきましては、現在4カ月分を年3回支払っておりますが、国の措置により本年11月支払いから2カ月分を年6回への支払いへ変更されたことに伴い、本年度は15カ月分を支給するになりますことから、3ヶ月分を追加したものでございます。

4段目の5款2項2目林業振興費の補正につきましては、茨城県森林湖沼環境税を財源とする民有林保全事業への県補助事業において、天神林町の森林整備事業が補助対象として採択されたことに伴い、森林整備の委託料として108万円を追加するものでございます。

11ページをご覧ください。2段目の7款6項1目住宅管理費の補正につきましては、用途を廃止する市営住宅に係る入居者の移転者数が見込よりも増加したことに伴い、補償金105万6,000千円を追加するものでございます。

恐れ入りますが、4ページにお戻り願います。第2表は、債務負担行為補正でございます。1の追加でございますが、来年4月当初から業務開始に当たり、今年度中に契約事務を進める必要があります記載の10件につきまして、それぞれの限度額の範囲において債務の負担を行うものでございます。

議案第107号は以上でございます。

続きまして、議案第108号は令和元年度常陸太田市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)でございます。1ページをお開き願います。

第1条で、歳入歳出予算の総額にそれぞれ1億9,853万5,000円を追加し、総額を57億4,552万1,000円とするものでございます。主な補正内容につきましては、事項別明細書によりご説明致します。

恐れ入りますが、6ページをお開き願います。歳入でございます。4款1項1目保険給付費等交付金の補正につきましては、今回の歳出予算の増額に伴いまして、1億9,853万3,000円を増額するものでございます。5款1項1目利子及び配当金の補正につきましては、支払準備基金利子の増額に伴い2,000円を追加するものでございます。

7ページをご覧ください。歳出でございます。上段の2款1項1目一般被保険者療養給付費の

補正につきましては、保険給付費等の増額に伴い1億3,012万1,000円を増額するものでございます。

2段目の同款2項1目一般被保険者高額療養費につきましても、同様により、6,841万2,000円を増額するものでございます。

下段の6款1項1目支払準備基金積立金の補正につきましては、歳入で増額補正をいたします。利子収入を支払準備基金へ積み立てるものでございます。

議案第108号は以上でございます。

続きまして、議案第109号は令和元年度常陸太田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）でございます。1ページをお開き願います。

第1条で歳入歳出予算の総額から、それぞれ1,663万4,000千円を減額し、総額を7億1,944万2,000円とするものでございます。主な補正内容につきましては、事項別明細書によりご説明いたします。

恐れ入りますが、6ページをお開き願います。歳入でございます。

3款1項2目保険基盤安定繰入金の補正につきましては、本年度の額の確定に伴う減額でございます。

7ページをご覧ください。歳出でございます。2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金の補正につきましては、低所得者等における保険料軽減分の市負担金確定に伴う減額でございます。

議案第109号は以上でございます。

補正予算に係る私からの説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○成井小太郎議長 上下水道部長。

〔江尻伸彦上下水道部長 登壇〕

○江尻伸彦上下水道部長 議案第110号から議案第112号までの3件について、提案者にかわりまして、ご説明申し上げます。

恐れ入りますが、別冊の令和元年度公営企業会計補正予算書をご覧ください。1枚おめくり願います。議案第110号は、令和元年度常陸太田市水道事業会計補正予算（第2号）でございます。

1ページをお開き願います。

第1条は、総則でございます。

第2条は、収益的収入及び支出の補正で、収入支出予算の総額にそれぞれ44万7,000を追加し、総額を、収入において12億8,157万5,000円とし、支出において12億6,926万3,000円とするものでございます。

第3条は、資本的収入及び支出の補正で、国庫補助金の交付決定に伴う財源の組み換えで、第1項企業債を701万3,000千円、第3項出資金を710万円それぞれ減額し、第4項補助金を1,411万3,000千円に追加するものでございます。

第4条は、企業債の補正で、水源及び送配水施設整備事業701万3,000円を減額し、限度額を3億4,148万7,000円とするものでございます。収益的収入及び支出の補正の詳細につ

きましては、補正予算明細書によりご説明申し上げます。

恐れ入りますが、11ページをお開き願います。収益的収入及び支出の収入でございます。1款水道事業収益の補正につきましては、台風15号による千葉県南房総市への応急給水活動経費44万7,000円が交付されますので、今回追加するものでございます。支出でございますが、応急給水活動経費を費目ごとに計上したものでございます。

12ページに資本的収入及び支出の明細書がございますので、ご覧置き願いたいと思います。

続きまして、議案第111号令和元年度常陸太田市工業用水道事業会計補正予算（第2号）でございます。

恐れ入りますが、13ページをお開き願います。

第1条は、総則でございます。

第2条は、資本的収入及び支出の補正で、支出において第1款資本的支出第2項企業債償還金を270万円追加し、2,052円とするものでございます。この企業債は、平成29年度に実施しました宮の郷工業団地の水質計器設置工事の財源としまして1年据え置き5年償還で借り入れたものでございます。

20ページに、補正予算明細書がございますのでご覧置き願います。

続きまして、議案第112号令和元年度常陸太田市簡易水道事業会計補正予算（第2号）でございます。

恐れ入りますが、21ページをお開き願います。

第1条は、総則でございます。

第2条は、収益的収入及び支出の補正で、支出において第1款簡易水道事業費用第1項営業費用を303万円追加し、3億8,927万8,000円とするものでございます。詳細につきましては、補正予算明細書によりご説明申し上げます。

恐れ入りますが、30ページをお開き願います。光熱水費303万円を追加するものでございますが、理由といたしましては、簡易水道事業を公営企業会計に移行する際に、1カ月分相当の電気料の積算漏れがあったこと及び今年度は水道管の漏水等による排泥作業が予想外に多かったことにより電気使用量が増加したことによるものでございます。

補正予算に係る私からの説明は以上でございます。ご審議の程、どうぞよろしく願いいたします。

○成井小太郎議長 説明は終わりました。

○成井小太郎議長 以上で本日の議事は議了いたしました。

次回は12月4日定刻より本会議を開きます。

本日はこれにて散会いたします。

午後0時28分散会